

■ ペナルティと失格となる行為 ■

● 予選会実施前のペナルティ

1. 車検、ライダーズ・ミーティングに遅刻した場合。
2. 車検終了時に必要な機材などが揃っていない場合。
3. グループ（集合）写真に遅刻した場合。

● スタート後失格となる要件：

1. 飲酒、違法薬物の使用。
2. ドーピング検査を拒否した場合。
3. 自転車に乗らず、ある区間をサポートカーに乗ってコースを進むこと。
4. JUCA に事前登録をしていない車両を用いてサポートをした場合。
5. 他の車の後ろについてドラフティングをした場合。
6. 他の車に掴まり、前へ進んだ場合。
7. オフィシャルがライダー（およびフォローカー）の状態を見て、睡眠をとることを指示したにもかかわらず、仮眠を取らないでそのまま走り続けた場合。
8. ライダーおよびクルーの振る舞いが不適切と判断され、その結果危険行

為があった、違法行為があった、あるいは JUCA の名声を貶めるような行為があった場合。

9. 道路標識を故意に改ざんしたり、破損した場合。
10. キューシートで指定したルート以外を走ること（警察および JUCA 指定の迂回ルートは除く）。故意に指定のルートから逸脱した、ショートカットをした、などの場合。

● ペナルティが課せられる要件

1. トイレ以外の場所での排泄行為、淫らな行為。
2. 2分間2台以上の車両がフォローカーの後方についた場合。（車が連なって走行するキャラバニングを引き起こした場合は、速やかに追い越させること）。
3. 異なったライダーをサポートしている2台のサポートカーが並走した場合、あるいは前後連なって進行した場合。
4. もしも2人のライダーが接近してしまった場合は、一方のフォローカー、は先回りし、残されたもう一方の一台はしばらく二人のライダーをサポートすること。ライダーは速やかにお互い30m以上の車間距離を保てるよう、スピードをあげるか落とすかすること（ドラフティングのルー

ルを参照)。これを行わなかった場合。

5. TS 到着後 30 分以内にライダー、もしくはクルーがオフィシャルに連絡しなかった場合。ただし、どうしても電波が入らないなど、やむをえない理由により報告がライダー到着後 30 分より遅れてしまった場合は、その事情をオフィシャルに説明すること。携帯電話は常に充電しておくこと。電池切れは、報告の遅れの理由としては認められない。
6. 青森市街、野辺地市街、むつ市街、七戸市街、黒石市街、弘前市街はライダーはサポートなしで単独走行、もしくは夜間であっても長め（3 km 以上離れて）のリープフロッグとする。単独走行の区間、および車両の待機場所、夜間練習可能区間などはキューシートで指定するが、これに従わない場合、ライダー、クルーともにペナルティ対象。（キューシートを参照）
7. フォローカーはいかなる場合であっても、ライダーを先導してはならない。これに違反した場合。
8. 接続道路を塞ぐような駐停車、または私有地に入っの駐停車。
9. 最低 1 台の携帯電話を装備していないフォローカー。

● いうまでもなく

1. 青森一周 RAAM 予選会のルールに抵触した場合はペナルティを課す、も

- しくはライダーを失格とする。
2. ペナルティを課す際、オフィシャルは現場でライダーおよびクルーに対してその理由を説明する。その説明にかかった時間は、ライダーの完走時間から最長1時間までを引き算する場合がある。オフィシャルとの話し合いの際、クルーやライダーが激しく反論したり、オフィシャルに対して無礼な振る舞いを見せた、などの場合はライダーは直ちに失格となる。
 3. 一回のペナルティにつき完走時間に最長1時間が加算される。
 4. 3回以上ペナルティを課せられたライダーとそのクルーは失格となる場合がある。